

玉野地区集団申立て和解案について

玉野地区住民の生活スタイル

- ① 豊かな自然の恵沢の上に生計を立て、これを基盤とする生活
- ② 住民らの結びつきによって形成された地域コミュニティの自治機能等に支えられた生活

非常に高線量の放射能汚染

- 生活の基盤、糧が奪われた
- 自然との共生関係が壊された
- 地域コミュニティが壊された

生活が根本から壊された

+ 行政施策等の状況など

玉野地区特有の生活阻害

生活再建への不安等

生活費増加等の財産的賠償だけでは補填することができない
強度の精神的苦痛

- ・ 生活再建の兆しが見えないことによる将来に対する深刻な不安
- ・ 生きがいを含めた喪失感
- ・ 玉野地区が消滅するかもしれないという深刻な不安

賠償内容

あくまで玉野地区住民に共通する損害として
(個別の事情により別に増額される可能性は否定しない)

対象期間

平成23年3月11日～平成23年12月末日(10か月)
※玉野地区から転出した人については、転出した月まで

少なくとも平成23年末頃までは、生活阻害・生活再建への不安を緩和しうる状況がなく、時間の経過によって不安等は人によって差がある。

対象者	条件	金額
原発事故当時 19歳以上	玉野地区に滞在していた期間がある月	月2万円
	玉野地区から避難していた月	月1万円
妊婦	玉野地区に滞在していた期間がある月	月1万円
	玉野地区から避難していた月	月5000円

※妊婦は中間指針追補で40万円の賠償対象とされていることを踏まえて減額
※子ども(18歳以下)については、中間指針追補で別途賠償されていることに加え、生活スタイル、年齢等から、一律(共通)の損害があると判断できない